

環境管理に関する 1997 年インドネシア共和国法第 23 号

第 4 章

訴訟提起のための住民および環境団体の権利

37 条

- (1) 住民は、社会生活に損害を与えるさまざまな環境問題に関して、代表訴訟を裁判所に提起かつ／または法の遵守機関に対して報告する権利を持つ。
- (2) もし住民が汚染の結果被害を受け、かつ／または環境破壊などで住民の重要な生活に影響が出たことが分かれば、環境分野に責任を持つ政府機関は住民の利益のための措置をとることができる。
- (3) (2) で意図していることのさらなる規定に関しては、政府規則において定める。

38 条

- (1) 環境管理責任の実施にあたっては、環境団体は環境機能保全の利益のため訴訟を提起する権利を持つ。
- (2) (1) で意図している訴訟提起の権利は、特定の行為をおこなう権利を要求する際、実際の費用もしくは出費を除いて、補償を要求しないという制限がある。
- (3) 環境団体は、(以下の) 条件を満たせば、(1) で意図している通りの訴訟を提起する権利を持っている。
  - a. 法人あるいは財団であること
  - b. 当該の環境団体の規約の中で、その団体の設立目的が環境機能保全の利益のためであるとはっきりと述べられていること。
  - c. その規約にそった活動をおこなっていること。

39 条

個人、共同体、および／あるいは環境団体による環境問題に関する訴訟提起の方法は、現行の民事訴訟法に基づく。